



広島県安芸高田市 ニュースリリース

通知日：2023年10月23日

担当課：社会環境課 担当：若狭・原田
TEL 0826-42-1126 FAX 0826-47-1206

パートナーシップ・ファミリーシップ制度の導入検討

1. 名称

（仮称）『安芸高田市パートナーシップ・ファミリーシップ制度』

2. 制度導入の目的

- 性的マイノリティの方や、事情により婚姻制度や養子縁組を利用することができない方の、生きづらさの解消を図る。
- 多様な家族関係の在り方を市が認証する制度を制定することで、多様な価値観を尊重し、育む環境を醸成する。

3. 安芸高田市パートナーシップ・ファミリーシップ制度の違い

区分	パートナーシップ・ファミリーシップ制度	パートナーシップ制度
パートナーになれる対象	性的マイノリティに限らない「すべての人」(注1)	性的マイノリティの2人(注1)
ファミリーになれる対象	制度の届出をしようとする2人の内の、いずれか一方の子(注2)又は親等の近親者	規定なし

(注1)民法に規定する婚姻ができない続柄、いわゆる「近親者」ではないことが条件。

(注2)未成年の場合はパートナー関係の2人と同居が条件。

4. 「すべての人」とは？

民法上の婚姻制度によって、婚姻関係を結ばない異性同士も本制度の対象とする。

5. 今後のスケジュール

2023年12月	要綱・ガイドライン作成
2024年1月～3月	制度周知
4月1日	制度導入